

第9期東御市農業委員会
第1回定例総会議事録

東御市農業委員会

1 日 時 令和8年4月28日(火)午後1時30分から午後4時50分

2 場 所 勤労者会館2階 大会議室

3 出席委員(23名)

会長	船田 寿夫	会長職務代理	井出 藤男
1番	友野 太一		2番 竹内 和久
3番	櫻井 悦雄		5番 小川原 武
6番	荻原 良弘		7番 倉嶋 慶和
8番	小林 俊次		10番 上原 真由美
11番	櫻井 夏雄		12番 岩井 敏行
13番	掛川 久善		14番 山崎 保徳
15番	小山 祐一		16番 柳澤 大作
17番	柳橋 琢夫		18番 白石 文生
推進	高木 春美		推進 唐澤 清敏
推進	野中 剛		推進 小泉 聖人
推進	山田 貴司		

4 出席職員
(5名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐々木 大輔
事務局 渡邊 みちる
事務局 福川 佳菜子

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画について

6 議事録署名委員

1	友野 太一	2	竹内 和久
---	-------	---	-------

事務局

皆さん、こんにちは。4月7日の委嘱式、任命式、研修会お疲れ様でした。本日の定例総会を皮切りに、第9期の農業委員会としての活動が具体的に行われていきます。いろいろと初めてのことでありますので、わからない部分等あると思いますが、その都度事務局等にお聞きいただければ対応しますのでよろしく申し上げます。それでは、開会の言葉を会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

皆さんこんにちは。春の作業が始まって忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。ただいまから、第9期東御市農業委員会第1回定例総会を開会します。よろしく申し上げます。

事務局

続いて、会長挨拶、議事録署名委員の指名、議事については会長よろしく申し上げます。

会長

皆さんこんにちは。春の農作業が忙しくなってくる中でお集まりをいただきまして、大変御苦勞様でございます。4月も終わりとなり、春らしい陽気というよりも、むしろ初夏を思わせるような季節が続いているような状況です。さて、先般の研修会の際に配布された資料に、農業委員会が取り組まなければならない内容が示されていました。ご覧になった方々もいらっしゃると思いますが、少し紹介をさせていただければと思います。今、農業が直面している課題としては、地域の農地を耕す人が少なくなり、農地の確保と有効利用が困難になっていることです。この課題解決に向けて農業委員会が取り組まなければならないのが、農地利用の最適化です。農地利用の最適化とは、担い手への農地利用の集積や集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、この3つの取り組みを指します。これは言い換えれば、耕している農地を耕せる内に耕せる人へつないでいくということとして、そのためには地域の農地の所有者等の意向を把握しながら、地域の話し合いなどにより、誰がどの農地を活用するか方向性をつけるということが大切であるという内容の資料がございました。昨年3月に、地域農業の将来図である最初の地域計画が策定されております。この地域計画ですが、10年後に向けての地域農業の目指す姿、大切な農業、農地を守っていくため、これから何をしていくのか、というのを明らかにして、10年後の予定耕作者を示す目標地図を毎年充実させ、将来の農地利用の姿を今から「見える化」していくという計画になっています。東御市では地区を5つに分けて地域計画が策定されております。地区によって若干の差はありますが、10年後の耕作者を確保できていない農地、言うならば白地の農地という言い方をしておりますが、全農地面積の35.5%、760ヘクタール

に及んでいる状況です。これを解消していくには、担い手への農地の集積と集約、受け手不在農地の解消、担い手の育成活動というのが必要になります。今後、策定されたこの地域計画を実行するとともに、この地域計画をより充実させるために、毎年見直しを図っていく、ブラッシュアップという言い方をしておりますが、こういったことを進めていく必要があるということです。農業委員、農地利用最適化推進委員は、この地域計画の実現に向けた調整役であり、また推進役でもあるということになっております。農業委員として、農地利用の最適化に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。 それでは、審議事項に入らせていただきます。議事録署名委員の指名ということで、議席番号1番友野太一委員、議席番号2番竹内和久委員に申し上げます。 それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件が6件あります。事務局から一括概要説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇字〇〇番〇〇、資料は1ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇の法人です。譲渡人は、赤線を払い下げた土地を隣接耕作者に渡すものです。譲受人は、自己耕作地の間の土地であるため、取得し、一帯として耕作するため譲り受けるものです。すでに適格法人として認定された法人で、申請地ではダイズ、コムギを栽培予定です。譲受人農地に隣接しており問題ないと判断しました。

番号2、〇〇字〇〇番〇〇、資料は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇の方です。譲渡人は、遠隔地在住により耕作できないため、譲り渡すものです。譲受人は、自宅の隣接地であり、耕作の便が良いため譲り受けるものです。申請地では、トマト、ナス等を栽培予定です。譲受人自宅と隣接しており問題ないと判断しました。

番号3、〇〇字〇〇番〇〇、資料は3ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇の法人です。譲渡人は、遠隔地在住により耕作しない為譲り渡すものです。譲受人は、すでに耕作しており正式に譲り受けるものです。申請地では、コメ等を栽培しています。また、認定農業者にも認定されており、今までも耕作しているため問題ないと判断しました。

番号4、〇〇字〇〇番〇〇、資料は4ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが農地管

理が困難なため、譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。申請地では、ヘーゼルナッツ等を栽培予定です。隣接する農地で耕作しているため問題ないと判断しました。

番号5、〇〇字〇〇番〇〇、資料は5ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇の方です。譲渡人は、遠隔地在住により耕作できないため、譲り渡すものです。譲受人は、自宅の隣接地であり耕作の便がいため、譲り受けるものです。申請地では、コメ、ブロッコリー等を栽培する予定です。譲受人自宅と隣接しており問題ないと判断しました。

番号6、〇〇字〇〇番〇〇、資料は8ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は、〇〇の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが市内に居住しておらず管理が困難なため、譲り渡すものです。譲受人は、一部耕作しており、譲り受けた後は全面耕作する予定です。申請地では、ナス等一般野菜を栽培する予定です。譲受人農地と隣接しており問題ないと判断しました。

議長（会長）

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から、農地法第3条の許可申請についてということで、案件1から6までの概要について説明をいただきました。それでは審議に入る前に、担当委員から内容の詳細・補足説明をお願いしたいと思います。山田委員お願いします。

山田委員

はい、番号1について説明します。場所については、冒頭事務局より説明がありましたとおり、資料1ページをご覧くださいと思います。〇〇や〇〇すぐ近くの場所になります。〇〇側には、〇〇といった場所になります。今回の申請については、本年の2月に農地法第5条と第3条で申請のあった案件と関連のものであります。もともと赤線の部分、いわゆる市道の部分ということで、関係法令に基づいて、同時の申請にはならず、このタイミングになったということです。一旦、譲渡人である〇〇さんに払い下げが行われて、そこから、譲受人である〇〇さんに所有権移転するというための申請です。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんということで、2月の申請の内容と一緒に、改めて概要を説明させていただきますが、譲渡人については後継者もおらずに、耕作に関してはもう家庭菜園にとどめたいとのこと、一方、譲受人の〇〇さんについては、直近数年の営農の売り上げが年10～25%上昇の中で、規模拡大や生産性を上げているということで、このエリアを一体的に活用していきたいということです。〇〇さんは現在約50丁歩耕作中で、稲作を中心にダイズ、コムギ等々栽培をしています。認定農業者、また、農地

所有適格法人であり、数年前に東御市農業委員会表彰の受賞をされています。本年度の売り上げは〇〇万円を見込んでおられるとのことで、営農の継続性については、何ら問題はないと考えられ、特段問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは審議に入ります。質問等があれば、お願いします。はい。白石委員。

白石委員

事務局にお聞きします。今回のこの赤線の取り扱いについて、赤線は市が所有権を持っていて、おそらく管理は区がするものになるかと思いますが、赤線を売るという場合、所有者は市であるから、市が譲受人に対して売る、譲受人は市から買うというような農地法第3条の手続きを踏むのかを教えてください。

事務局

お答えします。いわゆる赤線については、市の土地ではありません。ただ、公図を見ると道と書いてあります。これは国のものと判断していき、国から市は管理を任されています。ただ、あまりにも数が多く管理しきれない部分があるため、生活道路の一部として区の中で使っている方もいらっしゃるという中、区にきめ細やかな管理をお願いしているということです。国から市がその管理を任されている中で、もしそれを払い下げたいという要望があれば、主管課である建設課に申請してもらえれば、払い下げの手続きを取るということになっています。庁内で廃道敷等処分審査委員会という委員会を設置しており、その中でその申請内容を審査しまして、適切な値段で払い下げをしていくということです。今回の場合ですと、今、山田委員からご説明いただいたとおり、〇〇さんから申請を受けて、市が審査をして、市から譲渡人である〇〇さんに払い下げをして、それを今度、譲受人である〇〇さんが第3条で買い取るというような手続きになっています。

櫻井（夏）委員

今の内容について、もう少し詳しく聞きたいのですが、赤線の周りに複数の方の土地があった場合は、周りの土地使用者の承諾をいただいて、申請をするということでしょうか。

事務局

はい、他の方の農地に入るための通路となっている場合には、皆さんの同意がなければ、払い下げはできません。

櫻井（夏）委員

わかりました。

議長（会長） その他よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） 全員賛成と認め、番号1については承認されました。
それでは次に案件に入ります。担当委員の小山委員から詳細・補足説明をお願いします。

小山委員 はい、説明します。事務局からも説明がありましたが、場所は資料の2ページ、〇〇を渡ったところに〇〇があり、そこから脇の方へ〇〇メートル入ったところです。この辺りは遊休地が広がっておりまして、付近には建築資材が置いてあります。その奥の方へ入ると、譲受人の自宅と隣接する当該申請地があります。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは〇〇業を営みながら、住宅の周辺で野菜を栽培しています。譲渡人は県外に在住で耕作できずに、譲り渡したいとのこと。譲受人は自宅隣接でもあり、耕作の便がいいので、取得して耕作したいとのこと。申請地では、トマトやナスといった一般野菜を栽培するということです。隣接ということで特段問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） はい、ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。よろしいですか。質問がないようですので採決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい、ありがとうございます。全員賛成と認め、番号2については承認されました。続いて番号3の案件について、担当委員の唐澤委員から詳細・補足説明をお願いします。

唐澤委員 先ほど事務局から説明ありましたが、資料3ページをお願いします。場所は、〇〇から〇〇へ行ったところで、譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。この土地は現在3枚あるのですが、南の部分は育苗施設のハウスになっています。〇〇さんが現在水田として耕作しており、問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） はい、ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等が

あればお願いします。よろしいですか。質問がないようですので、採決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） 全員賛成と認め、番号3については承認されました。
続いて番号4について、引き続き担当の唐澤委員をお願いします。

唐澤委員 それでは引き続き説明します。資料は4ページです。場所は〇〇の交差点から見て、〇〇方向、〇〇を挟んだ反対側の場所です。譲渡人は〇〇の〇〇さんで、〇〇に勤務している方です。譲受人は〇〇の〇〇さんで、今ここでヘーゼルナッツ栽培しています。もともと〇〇の〇〇だった方です。現地確認したところ、ヘーゼルナッツが幾らか植えてありました。自作地の隣接地ということで、特段問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等ありますでしょうか。質問がないようですので採決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） 全員賛成と認め、番号4については承認されました。続きまして番号5について、担当の井出代理、詳細・補足説明をお願いします。

会長職務代理 はい、資料は5ページをご覧ください。〇〇の〇〇でして、譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんで、近所の方です。〇〇さんのお宅は現在誰も住んではおりません。申請地については若干草が生えて荒れ始めている様子で、譲受人の〇〇さんは高齢ですが、元気に耕作しており、お子さんもおおり、作物は直売所等へ出されておりますので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） はい、それでは審議に入ります。ご質問等があればお願いします。よろしいですか。質問がないようですので採決に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） はい、全員賛成と認め、番号5については承認されました。続きまして、番号6について、担当の野中委員から詳細・補足説明をお願いします。

野中委員 はい。地図は8ページをご覧ください。場所は、〇〇から〇〇へ〇〇メートル程行った農地です。譲渡人の〇〇さんの畑の隣接地です。現地確認したところ、両者の畑の境目が無いぐらい一帯で管理されているような状況で、数年前からもそういう状況であったと伺っております。トラクターでしっかり耕起されており、現在ネギが数列とブルーベリーが植えてありました。譲渡人の〇〇さんは、お父様が〇〇に住んでおられて、〇〇という法人に勤めていた方ですが、昨年亡くなられ、娘の〇〇さんが相続をされたとのこと。〇〇さんは〇〇在住ということでなかなか畑の管理できないということで、以前より管理をしていただいていた〇〇さんに譲渡を希望されるということです。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。質問等ないようですので、採決に入ります。番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい、賛成多数と認め、番号6の案件については承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について上程します。案件については、2つあります。事務局から、一括概要の説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇字〇〇番〇〇、資料は9ページから11ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は作業場、加工施設、休憩所です。申請者は〇〇の方です。当該地は、令和7年6月に公売にかけられ、申請者が取得した農地です。自宅敷地内に農作業場小屋がありますが、手狭であること、また、加工施設についても老朽化していることから、規模を拡大し、人が集え、農業の魅力を伝えることができる作業場、加工施設、休憩所を建設したいとのこと。第2種農地ですが、代替性がないと判断できるため、転用はやむを得な

いと判断しました。

番号2、〇〇字〇〇番〇〇、追認案件、資料は12ページから15ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は、倉庫敷地、駐車場です。申請者は〇〇の方です。申請地の中央部分にあたる〇〇番〇〇は登記地目が宅地のため問題ありませんが、〇〇側〇〇番〇〇及び〇〇側の〇〇番〇〇が今回の申請地であり、違反転用の部分にあたります。当該地は、申請者の先代が20年ほど前に農業用倉庫を設置し、その後倉庫の増築などを行っています。また、隣接する自宅の駐車場が不足していたことから、〇〇側の〇〇番〇〇はアスファルトを敷き、駐車場として現在利用しています。この度、〇〇側の〇〇に農業用倉庫を新設するにあたり、農地転用の手続きを行おうとしたところ、当該地の違反転用が発覚したため、新設の倉庫の転用申請に合わせ、顛末書を付し、正規の手続きを行うものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。説明は以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございました。事務局から農地法第4条の許可申請について、案件2つの概要説明をいただきました。それでは番号1について、担当の竹内委員から詳細・補足説明をお願いします。

竹内委員

資料の9ページです。〇〇の〇〇側〇〇メートルのところですか。申請者は〇〇さんです。この方は、新規就農から18年ほど経過していて、ブドウ、リンゴを主に栽培しています。また、ドライフルーツ、ジャムの生産もしています。規模の拡大をするにあたり作業場が手狭であり、規模拡大を図りたいとのこと。周囲の地主さんへの説明も済んでおり、特段問題はないと思いますので、ご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは審議に入ります。質問等ありますか。はい、倉嶋委員お願いします。

倉嶋委員

ご質問します。加工施設作業場ということでの申請ですが、加工して販売することはとてもいいことだと思います。この方は、主に今、リンゴとブドウをやられているということですが、どのくらい加工にまわしてどのような物を作っていくのかわかれば教えてもらえればと思います。

竹内委員

今ブドウを0.7ヘクタール、リンゴ0.4ヘクタールで、徐々に増やしているそうです。資料を見てもらうと、自宅と申請場所の間に加工

場があり、それが手狭になっており、これからもブドウやリンゴを増やしていきたいとのことです。割合的にはそこまで多くないと思います。

事務局

生産量については先ほど竹内委員からご説明があったとおり、ブドウ0.7ヘクタール、リンゴ0.4ヘクタールということです。今回の作業場、加工施設、休憩所への転用ということで、作業場では生食用の箱詰めや生食用果物の保管を兼ねているとのことなので、すべてを加工品にしているわけではありません。小規模ですが野菜も栽培し販売されています。割合までは把握しておりません。

議長（会長）

その他に質問等ございますか。それでは質問等がないようですので採決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）

ありがとうございます。全員賛成と認め、番号1については承認されました。続きまして番号2ですが、担当の柳澤委員、詳細・補足説明をお願いします。

柳澤委員

資料は12ページです。今回、農業用倉庫ということで〇〇さん、水稻を主に栽培されているのですが、農業用機械等が増えてきて、既存の倉庫では手狭になってきたということで今回新たに倉庫を建てるとのことです。先代のお父さんのときに許可を受けず転用しており、顛末書をつけての申請となっております。特段問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。番号2の案件に関して、質問等があればお願いします。はい、山田委員。

山田委員

はい。また、いわゆる違法転用事案ということなのですが、東御市農業委員会として、顛末書で、ある意味無罪放免としている。というような状況がありますが、判断基準はありますか。

事務局

具体的に内規等があるわけではありません。顛末書を付してという事案は、今回のように何か新しいものを同じ敷地に建てようとしたときに違反転用が発覚したですとか、第3条で農地として取得しようとしたときに、その方の別の場所での違反転用を事務局で発見した場合に顛末書を付して正規の手続きをするよう案内・指導しています。特に悪質な違

法転用と判断している事案は、市内で〇〇件ほどあります。法人が口約束で借りて、資材置き場にしている案件が多いです。転用の許可権者は県知事のため、そういったものは県に報告しています。今、この定例総会で皆さんに審議いただいて、許可相当、東御市の農業委員会では、許可に値する案件だと判断しましたというのを県に報告します。県でも審査いただいて、県知事が許可するという流れです。あまりに悪質な違反転用については県から指導が入るケースもあります。市の方では、口頭注意ですとか、今回のように、適正な許可を受けるような指導で留まっているというのが事実です。

議長（会長） よろしいですか。その他に質問等ございます。櫻井夏雄委員どうぞ。

櫻井（夏）委員 先ほどの件の引き続きで質問ですが、農地を駐車場にしてしまったというのは、わかりにくいかもしれませんが、例えば物置を作ったとか作業場を作ったとかっていうと、固定資産税には関係してきますか。

事務局 建物が建っているところは、通常の農地としては判断しないので、評価額なり、固定資産税の税額も変わります。今回のように、農地法第4条なり5条の申請があった場合は、その申請書を税務課資産税係に共有しているので課税地目は変更されます。また、資産税係が現場に行った際に発見した違反転用については、当然課税地目は変更するし、農業委員会側にも情報が共有されており、農業委員会事務局から土地の所有者に指導するという形をとっています。税額については、いろいろなケースがありますが、農業用の倉庫、車庫等の倉庫、工場、住宅敷地では大きく評価額・課税標準額は変わります。

櫻井（夏）委員 そうすると、転用の手続きもせずに建物を建てた場合、顛末書をつければいいという話になると、どこまでが軽いものなのか、あるいは故意にやったら処罰の対象になるのか、この辺はどうでしょうか。

事務局 市で罰則を与えたケースはありません。先ほど申し上げたとおり、正規の手続きを行ってくださいなり、本来は、農地に戻すというのが原則です。ただ、基礎をしっかりと作っている倉庫等の場合ですと、違反ではありますが、農地に復旧するというのも現実的ではないので、顛末書をつけて、正規の手続きをするよう指導しているのが実情です。

議長（会長） その他質問等ありますでしょうか。はい、山崎委員どうぞ。

山崎委員

補足になります。今回のこの申請にあたり、私も現地に行ったときに、資料の〇〇番の〇〇半分程が駐車場になっていました。〇〇さんの先代は昨年ぐらいに亡くなられているのですが、税金上宅地課税されていたため、転用許可が下りていると思っていたようです。

議長（会長）

ありがとうございました。その他に質問はありますか。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）

全員賛成と認め、承認されました。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件が1から7まであります。事務局から一括概要説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇字〇〇番〇〇、所有権移転、〇〇年〇〇月〇〇日付け農振除外、資料は16ページから18ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は住宅敷地、譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は、当該地に隣接する〇〇番〇〇に居住しています。30年程前に申請者の親が、他人の土地を越境し住宅敷地として石積みしています。今回、その越境部分について、正規の手続きを行い、所有権移転するため、顛末書を付し、申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇字〇〇番〇〇、所有権移転、資料は19ページから20ページです。場所は、〇〇、〇〇から〇〇メートルほど〇〇に位置する農地です。転用目的は住宅敷地、譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は当該地の分譲地に住宅を建設中ですが、建築確認申請の際、住宅への接道が不足することが判明し、住宅への進入路として転用するため申請があったものです。第3種農地であり、隣接農地はないため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇字〇〇番〇〇、所有権移転、〇〇年〇〇月〇〇日付け農振除外、資料は21ページから23ページです。場所は〇〇と〇〇付近に位置する農地です。転用目的は住宅、譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、現在〇〇で会社員をしていますが、来年定年退職を控えており、退職後は自然豊かな当該地に住宅を構え、移住することを希望し申請があったものです。第1種農地ですが、分散した集落に

接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号4、〇〇字〇〇番〇〇、所有権移転、〇〇年〇〇月〇〇日付け農振除外、資料は5ページから7ページです。議案第1号、3条の番号5関連です。場所は〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は通路、譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、申請地の隣接地に居住していますが、現在の出入り口が公道より3メートル程低く、急傾斜となっており、また通路幅が狭く危険であるため、新たな出入り口の設置を希望し申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇字〇〇番〇〇、所有権移転、資料は24ページから25ページ、追認案件です。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は、駐車場、譲受人は〇〇の法人、譲渡人は〇〇の方です。当該地は昭和40年代から、駐車場として譲受人である法人により利用されています。先代の代表者と土地所有者間の口約束により利用され現在に至っており、この度正規の手続きを行うため、顛末書を付し、申請があったものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6、〇〇字〇〇番〇〇、所有権移転、資料は26ページから28ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は、宅地、譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は、当該地の〇〇の住宅に居住しています。住宅の〇〇側の軒部分が申請地に越境していることが判明したため、当事者間で協議し、贈与という形で合意が得られたため今回の申請となりました。第2種農地ですが、代替性がないと判断できるため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、〇〇字〇〇番〇〇1、所有権移転、資料は29ページから31ページです。場所は、〇〇から〇〇メートル程〇〇に位置する農地です。転用目的は、貸事業所、譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、〇〇事業を営む法人の代表を務めています。その法人の現在の事業所が借地であるため、譲受人が当該法人の事業所を設置し、貸し出すため申請があったものです。なお、計画地は当該地と隣接する宅地の合計2筆です。第3種農地であり、隣接者の同意も得られているため、転用可能であると判断しました。説明は以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。議案第3号、農地法第5の許可申請についての説明をいただきましたが、ここで10分間休憩とします。

（休憩）

議長（会長） 再開します。事務局から農地法第5条の許可申請について番号1から7までの概要の説明をいただきました。番号1について審議に入る前に、担当の柳橋委員から詳細・補足説明をお願いします。

柳橋委員 はい。資料は18ページです。もともと30年前に、親たちが口約束を交わしたことで、農地へ住宅敷地が越境しており、コンクリートを打って石積みしてあります。正式に境界を測量したので、今回第5条による規定による申請がありました。ご審議のほどお願いします。

議長（会長） はい、ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等ありますでしょうか。質問がないようですので、採決の方に入ります。番号1の案件に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい、全員賛成と認め、承認とします。続きまして番号2の案件について、担当の上原委員から詳細・補足説明をお願いします。

上原委員 はい、資料は19ページと20ページをご覧ください。場所は〇〇から約〇〇メートル〇〇に位置する土地になります。譲受人は、申請地を取得して、住宅への通路として使用するということです。家を建てたときの接道が足りないとのことで、譲渡人は譲受人の求めに応じて申請するものです。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） はい、ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等がある方は挙手をお願いします。はい、荻原委員。

荻原委員 資料の19ページを見ると、接道がどうなっているのかわからなかったわけですが、先ほど事務局の説明で了解をしました。ここは宅地延長をして、市道への接道ということでよろしいですね。それで、おそらく2メートル以上だと思いますが、実際何メートルですか。

事務局 確認申請の際に足りないことが建設事務所による確認で発覚したため、必要最低限の転用という確認はできていますので、特段問題はないかと思いますが、具体的な寸法までは把握していません。

議長（会長） その他よろしいでしょうか。質問がないようですので、採決に入ります。

す。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。続きまして番号3の案件について、掛川委員から説明をお願いします。

掛川委員 よろしくをお願いします。資料については21ページから23ページです。場所は、〇〇区です。説明しづらいですが、〇〇、いわゆる〇〇付近です。先ほど事務局から説明あったように、〇〇在住の方が定年退職をされて、こちらに移住したいということだそうです。この地域は民家が点在しており、ちょうど申請地の隣に1件、既存の民家があります。第1種農地ではありますが、周辺への影響もないと思われまし、雨水等の排水に関しても特段問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。審議に入ります。質問等あればお願いします。ないようなので採決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長） 全員賛成と認め、番号3の案件は、承認されました。続きまして番号4の案件について、井出代理から詳細・補足説明をお願いします。

会長職務代理 はい、お願いします。資料については5ページから7ページをご覧ください。先ほど第3条の申請と同じ方として、住宅への進入道路を新しく作りたいということで申請がありました。5ページの資料を見ていただきますと、申請者自宅の〇〇に〇〇につながる細い道がありますが、それが今の進入路で、大変狭く高さ約3メートルぐらいあります。高齢の方も運転しやすし危険とのことで、新たに進入路を作りたいということで申請がありました。新設する進入路の先には、アスファルト舗装された脇道があります。特段問題ないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があればお願いします。なければ採決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長) 全員賛成と認め、承認とします。続きまして、番号5の案件について、で担当の友野委員、詳細・補足説明をお願いします。

友野委員 はい。資料は24ページから25ページです。現場は〇〇の道路、〇〇、〇〇方向に向かって〇〇メートル行き、〇〇側に入った場所です。譲受人は、〇〇さんです。譲渡人は、〇〇の〇〇さんです。昭和40年代から農地を駐車場として使用しており、農地法上適切に処理したいとのことです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等があれば、お出しをいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、倉嶋委員。

倉嶋委員 今回追認案件があまりに多いのですが、顛末書というのはどのような内容の書類でしょうか。参考までに教えてください。

事務局 顛末書は、申請案件によって、文章の構成から枚数から様々ですが、基本的に、「違反に係る経緯」、いつごろからどういった経緯でこういうふうになってしまったという内容、それから、「反省、再発防止」に関する内容です。経過の説明と発生しないことの約束をしていただいて、顛末書として受理しています。

倉嶋委員 今後農地パトロール等の現地調査があるかとは思いますが、そういうときには違反転用について確認するべきでしょうか。

事務局 例年8月から9月にかけて各担当地区の農地パトロールをしていただきます。基本的にはその農地が農地という前提で、耕作されているのか、それとも遊休農地なのか、荒廃地なのかを見ていただきます。それに加えて違反転用であるかどうかを確認いただきたいと思っています。違反の報告があった箇所については、事務局から土地の所有者に正規の手続きをしてくださいなり、農地復旧するよう指導しますので、パトロールの際は、農地として適正に管理されているかに加えて、違反転用でないかをご確認いただきたいと思っています。

議長(会長) はい、農地パトロールの話がありましたが、8月9月、非常に暑い時期ですが、農地を巡回いただくこととなります。よろしくをお願いします。その他質問はよろしいでしょうか。野中委員。

野中委員

悪質のため県に報告という話がありましたが、どこからが悪質なのですか。何十年もの長い間違反になっている場合、どのように判断されるのでしょうか。

事務局

確かに判断が難しいところがあります。期間が長いから悪質だとか、個人じゃなくて法人だから悪質だという具体的な線引きがあるわけではありません。先ほど、県に報告していると申し上げた〇〇件については、法人であるという点と、農地法以外の法律に違反している点が共通しています。いわゆる産廃業者だったりするので、廃棄物の関係の法律にも接触しているとか、余りにも規模が大きいとか、周囲で生活されている方から苦情を受けているとか、そういったところが判断材料の1つになります。その〇〇件については、数年前から引き継ぎがされている案件です。ただ、他部署なり、県と情報共有する中で、転用許可をとれば良いとはならず、指導や、場合によっては罰則がある可能性があります。農業委員会の議案として上がってくるもの、追認で上がってくるものは、そこまで悪質と判断されなかったものとして取り扱っていただければと思います。補足ですが、過去に転用の許可を受けているにも関わらず、地目変更の登記をせず、登記簿上農地というケースもありますので、地目が農地なのに建物が建っているから違法転用とは限りません。ただし、農業委員会の定例総会では、過去に許可になっていないものについてご審議いただいていますので、ご了承いただければと思います。

議長（会長）

それでは採決の方に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）

全員賛成と認め、承認とします。続いて、番号6の案件について、担当の小川原委員より、詳細・補足説明をお願いします。

小川原委員

はい。今回、住宅の軒が越境しているということで申請がありました。資料は26ページです。昭和51年に、今の所有者のお父様が分筆をされて、ゆくゆくは所有権移転を予定されていたと思われませんが、そのお父様が昨年亡くなられたということで、今回その息子さんと、譲受人である〇〇さんがお話をされて、譲渡することとなったということです。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは審議に入ります。質問等あればお願いします。質問がないようですので、採決に入ります。番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい。全員賛成と認め、承認とします。続きまして、番号7の案件について、担当の岩井委員から詳細・補足説明をお願いします。

岩井委員 はい。資料は29ページから31ページです。譲受人は、〇〇で〇〇を行う会社を運営しています。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでいます。場所は、〇〇から〇〇へ、〇〇へ〇〇メートル程行ったところです。現在の事務所が手狭とのことで、今回作業場、事務所、駐車場を作りたいとのことです。問題はないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。審議に入ります。質問等ありますでしょうか。質問がないようですので、採決に入ります。番号7の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） はい、ありがとうございます。全員賛成と認め、承認とします。続いて、議案第4号、農用地利用集積等促進計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画4月分について説明します。まず資料の6ページが、農地中間管理機構を通した所有権移転です。2件2筆、合計2,704平方メートルです。続いて、資料の7ページから9ページが地域計画内における農地中間管理機構を通した利用権設定です。22件38筆、合計52,094平方メートルです。続いて、資料10ページが地域計画外における中間管理を通した利用権設定です。2件3筆、合計2,590平方メートルです。全体の合計は26件、43筆、合計57,388平方メートルです。よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま農地中間管理機構を通した農地の所有権の移転、利用権の設定及び利用権の移転について、事務局から説明をいただきました。それでは委員の皆さんには特に担当地区の案件について、内容の確認をお願いします。質問等ありますでしょうか。なけ

れば採決に入ります。農用地利用集積等促進計画について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長(会長)

はい。全員賛成と認め、この農用地利用集積等促進計画については承認とします。以上で、本日の議事については終了とします。

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)